

令和6年度 地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会(ブロック協議会)

# 再犯防止の意義と課題

九州・沖縄ブロック

令和7年1月16日(木)

## 目次

01 再犯防止を取り巻く状況

02 再犯防止推進法と再犯防止推進計画



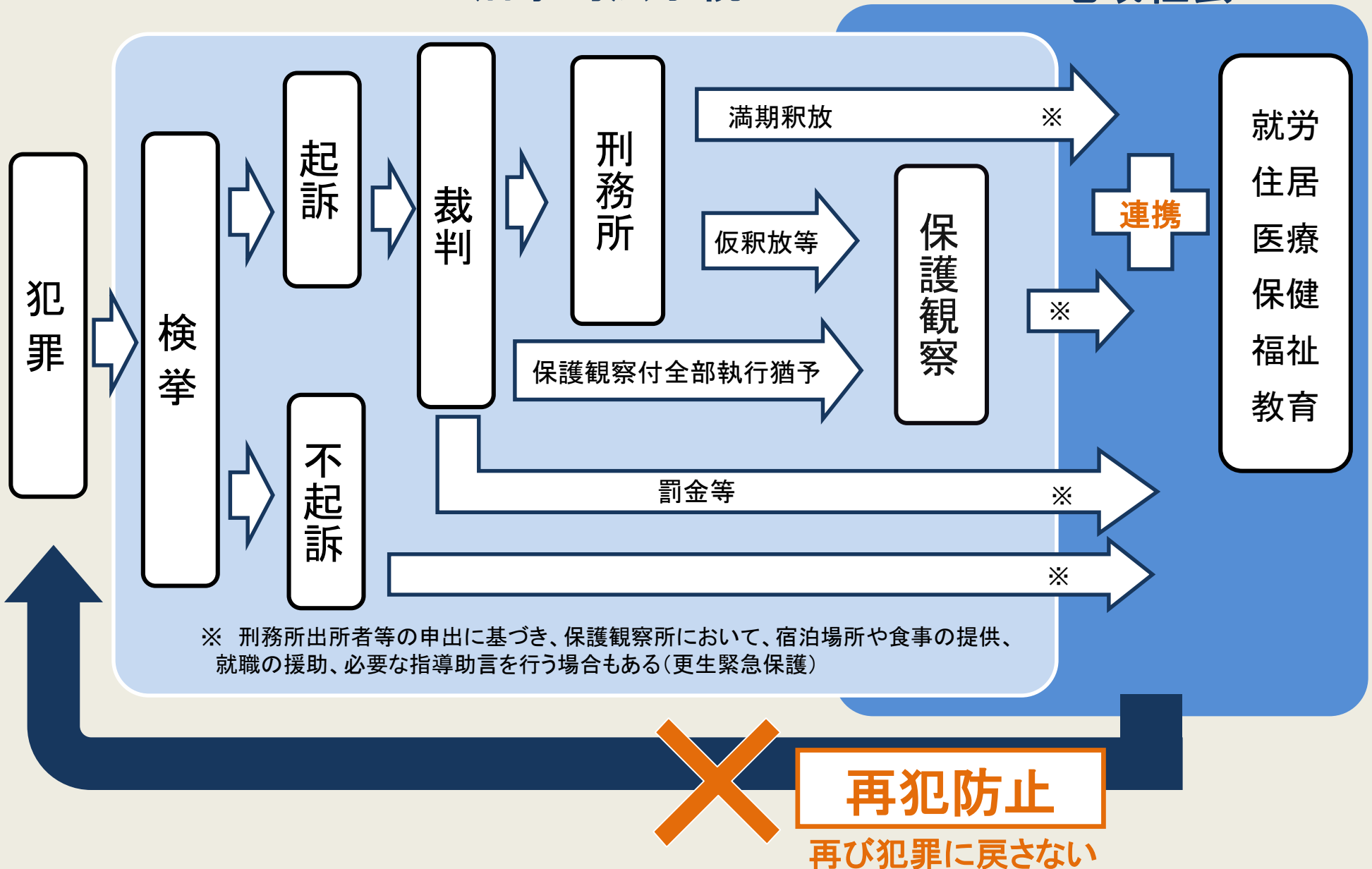
# 01

再犯防止を取り巻く状況

# 刑事司法手続の流れ(成人の場合)

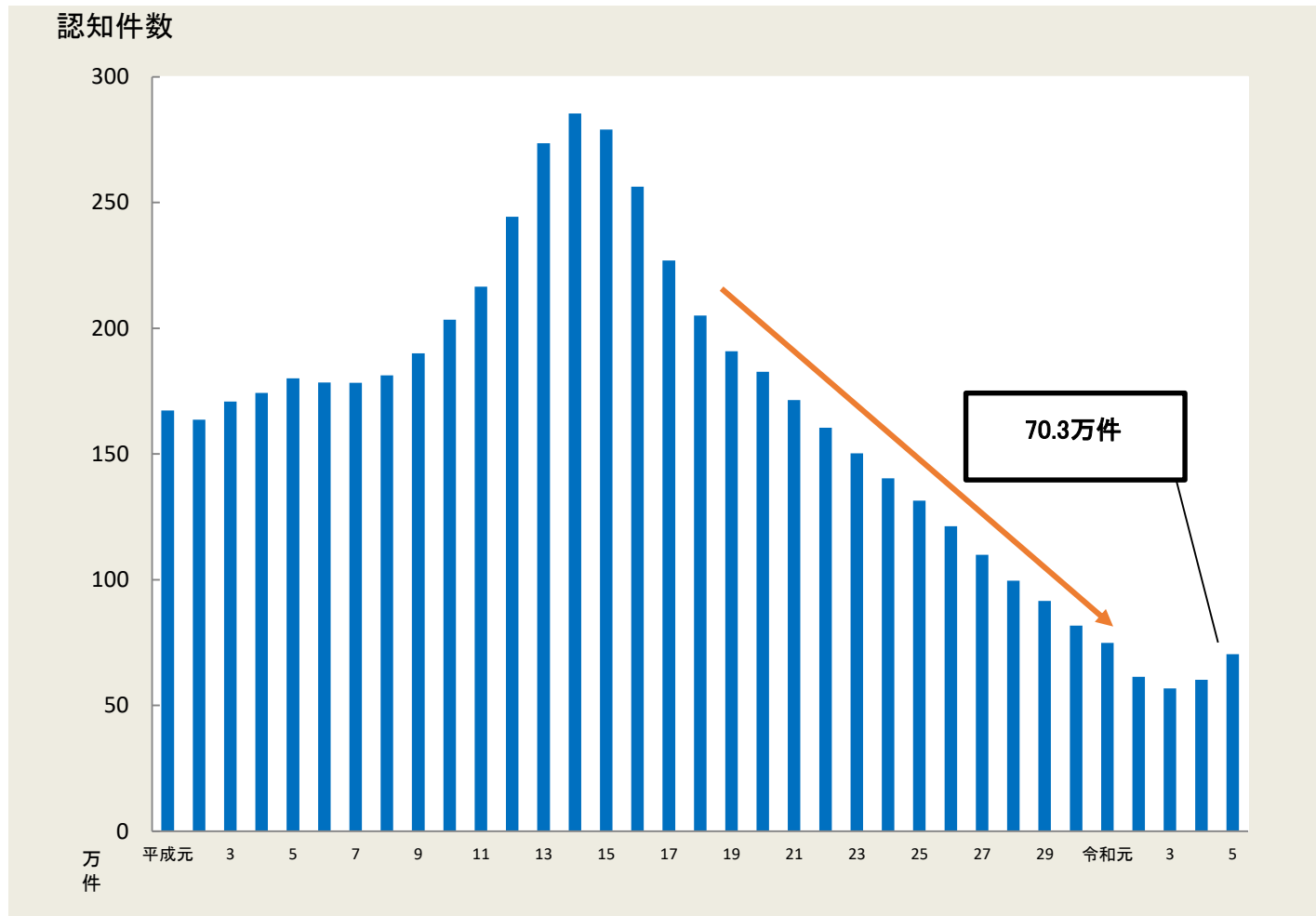
## 刑事司法手続

## 地域社会



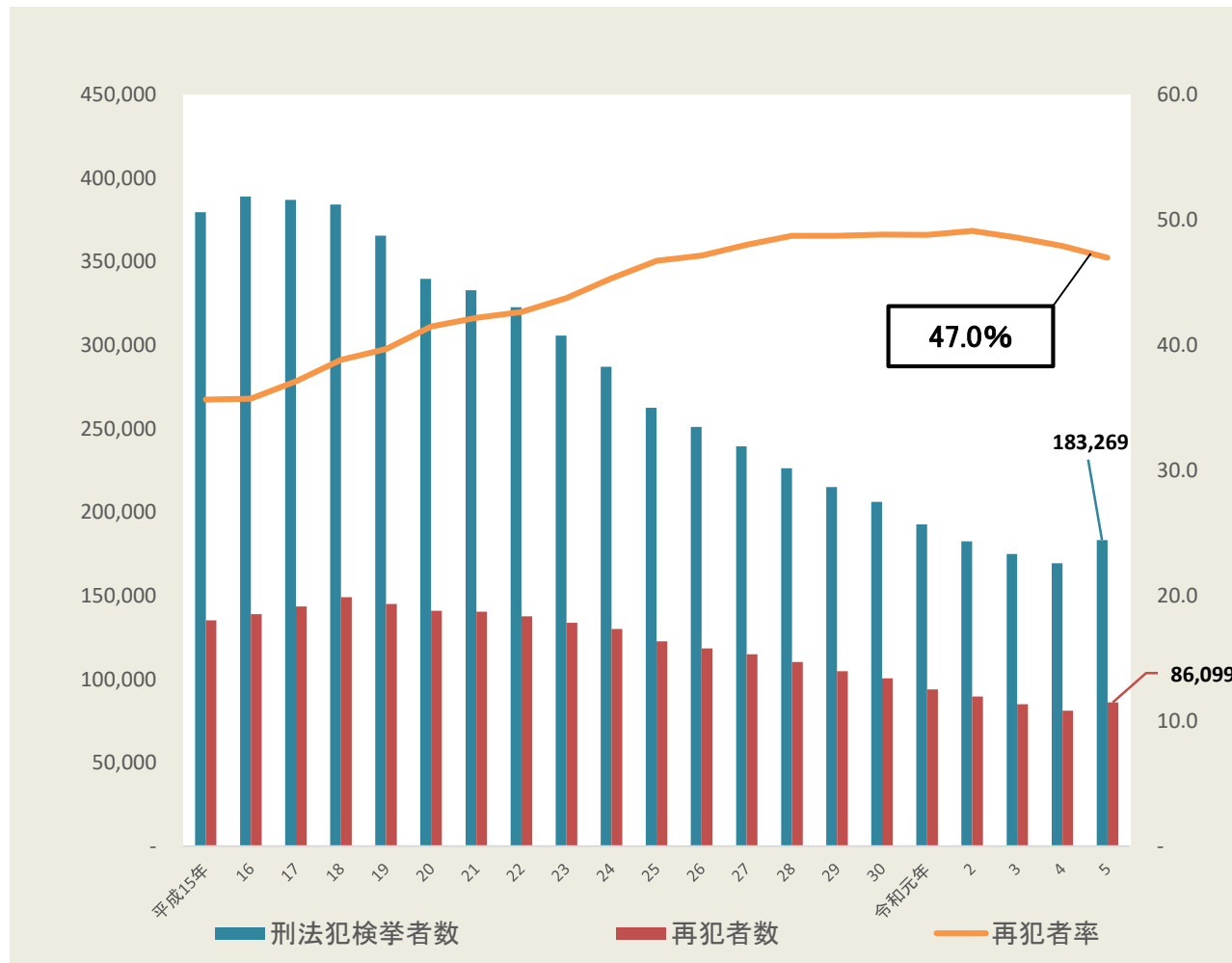
# 令和5年の刑法犯認知件数は約70万3千件

昨年より増加しているものの、平成15年から減少傾向にある。



(出典:警察庁犯罪統計)

# 刑法犯検挙人員の約半数が再犯者である



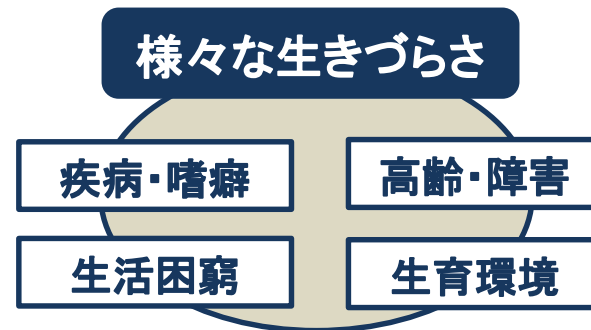
新たな被害者を生まない「安全・安心な社会」を実現するためには、  
再犯防止の取組が重要

# 再犯防止の取組

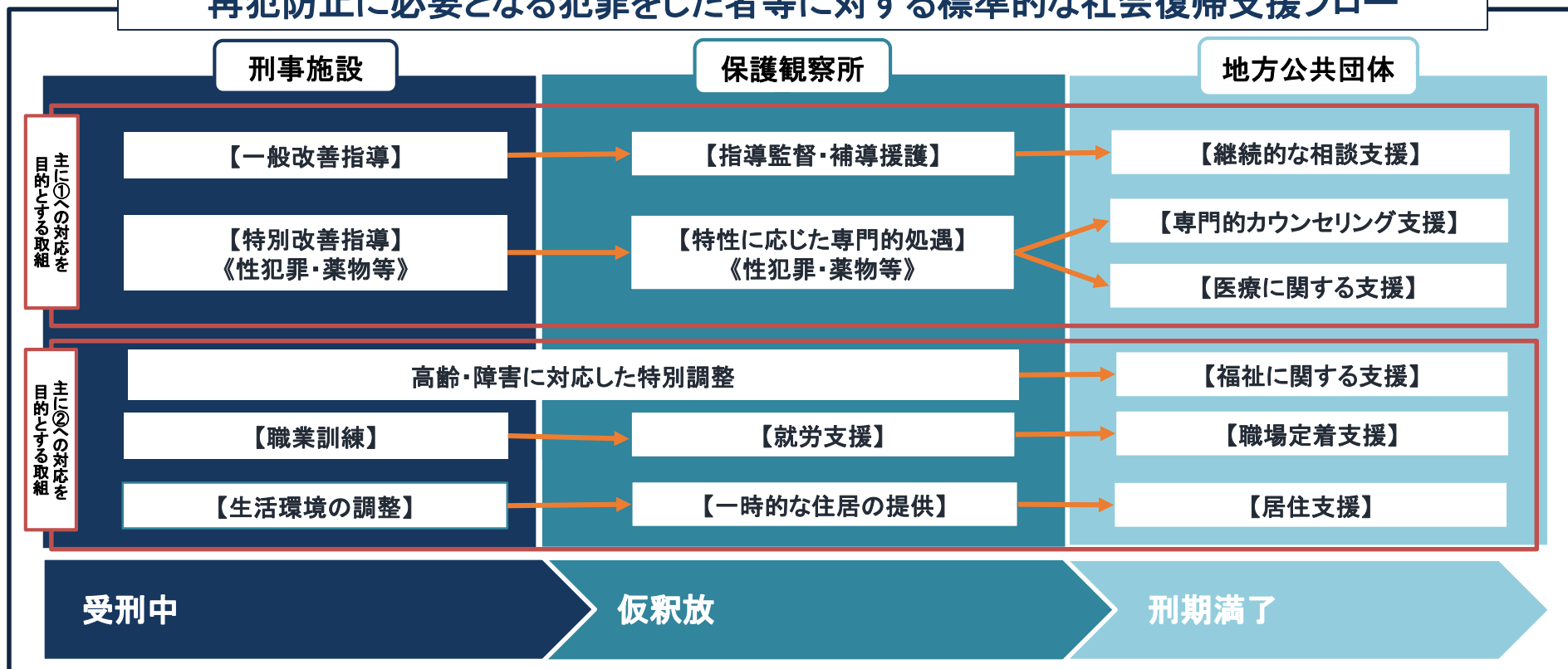
▼以下の2点に対応することが目的

① 犯罪につながる問題性の除去(内的要因への対応)

② 生活環境の改善(外的要因への対応)



## 再犯防止に必要となる犯罪をした者等に対する標準的な社会復帰支援フロー



# 02

## 再犯防止推進法と再犯防止推進計画

○再犯者率の増加

○国・地方公共団体・民間が一丸となった再犯防止の取組が必要



### 再犯防止推進法(平成28年12月施行)

再犯の防止等に関する施策について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯防止施策の基本となる事項を定めたもの



### (第一次)再犯防止推進計画(平成29年12月閣議決定)

- 再犯防止推進法第7条に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が取り組むべき具体的な施策(再犯防止推進法第11条から第24条までの基本的施策に対応)を定めたもの
- 令和4年度末をもって計画期間が終了

# 再犯防止の課題

## ○第一次再犯防止推進計画以後の課題

- ・ 個々の支援対象者に十分な動機付けを行い、それぞれが抱える課題に応じた指導・支援を充実させる必要があること
- ・ 支援のアクセシビリティ(アクセスの容易性)を高める必要があること
- ・ 地方公共団体における取組を一層促進する必要があること

(再犯防止推進計画等検討会)

これらの課題を踏まえて、第二次再犯防止推進計画の策定へ

## 第二次再犯防止推進計画(令和5年3月17日閣議決定)

- 再犯防止の取組の更なる深化・推進を目的として策定したもの
- 計画期間は令和5年度から令和9年度末までの5か年

# 第二次再犯防止推進計画：基本方針と重点課題

## 5つの基本方針

- 1 国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保し、再犯防止施策を総合的に推進
- 2 刑事法手続段階における切れ目のない指導及び支援の実施
- 3 犯罪被害者等の存在を十分に認識して再犯防止施策を実施
- 4 効果検証・調査研究の成果や社会情勢等に応じた効果的な再犯防止施策の実施
- 5 再犯防止の取組に関する広報等を通じた国民の関心と理解の醸成

## 7つの重点課題

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービス利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等
- 6 地域による包摂の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備等

# 重点課題⑥地域による包摂の推進：国と地方公共団体の役割分担

## ＜国・都道府県・市区町村の役割の明確化＞

### 国

○刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等が抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を行う。

○再犯防止に関する専門的知識を活用し、犯罪をした者等、地域住民、地方公共団体、関係機関等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言等を行う。

### 都道府県

（広域自治体として）

○市区町村に対する必要な支援や域内のネットワーク構築に努める。

○市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労・住居の確保支援や専門的支援の実施に努める。

### 市区町村

（地域住民に最も身近な基礎自治体として）

○福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、特にサービスへのアクセスが困難である者等に対して、適切にサービスを提供するよう努める。

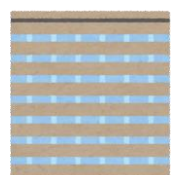
国・地方公共団体・民間協力者による支援連携体制を更に強化し、  
**地域による包摂を推進**

## 地域再犯防止推進事業の概要

### 背景

- 刑務所出所者等の再犯防止を更に推進するには、国と地方公共団体が連携した「息の長い」支援が不可欠
- 第二次再犯防止推進計画において、国・都道府県・市区町村が担うべき具体的役割を明示
- 都道府県において、地域の実情に応じた再犯防止施策を実施することができるよう、国による財政支援を実施

### 事業イメージ



法務省



都道府県

財政支援  
(補助金)

補助率1／2  
(最大150万円)

※ 都道府県負担分について地方交付税措置

(費目例)

人件費、報償費、旅費、使用料及び賃借料、  
需用費(印刷製本費、消耗品費等)、  
役務費(通信運搬費等)、委託料 等

### 事業内容

地域再犯防止推進事業として、以下のメニューを実施

#### ○ (基礎自治体に対する) 施策の企画立案支援等



- ・ 基礎自治体間での施策の調整や情報共有を行うための会議等の開催【必須事務】
- ・ 基礎自治体が地方計画を策定・実施・評価するための情報提供、助言 など

#### ○ (基礎自治体に対する) 理解促進・人材育成



- ・ 基礎自治体職員等の理解促進のための研修会等の開催【必須事務】 など

#### ○ (都道府県が行う) 直接支援



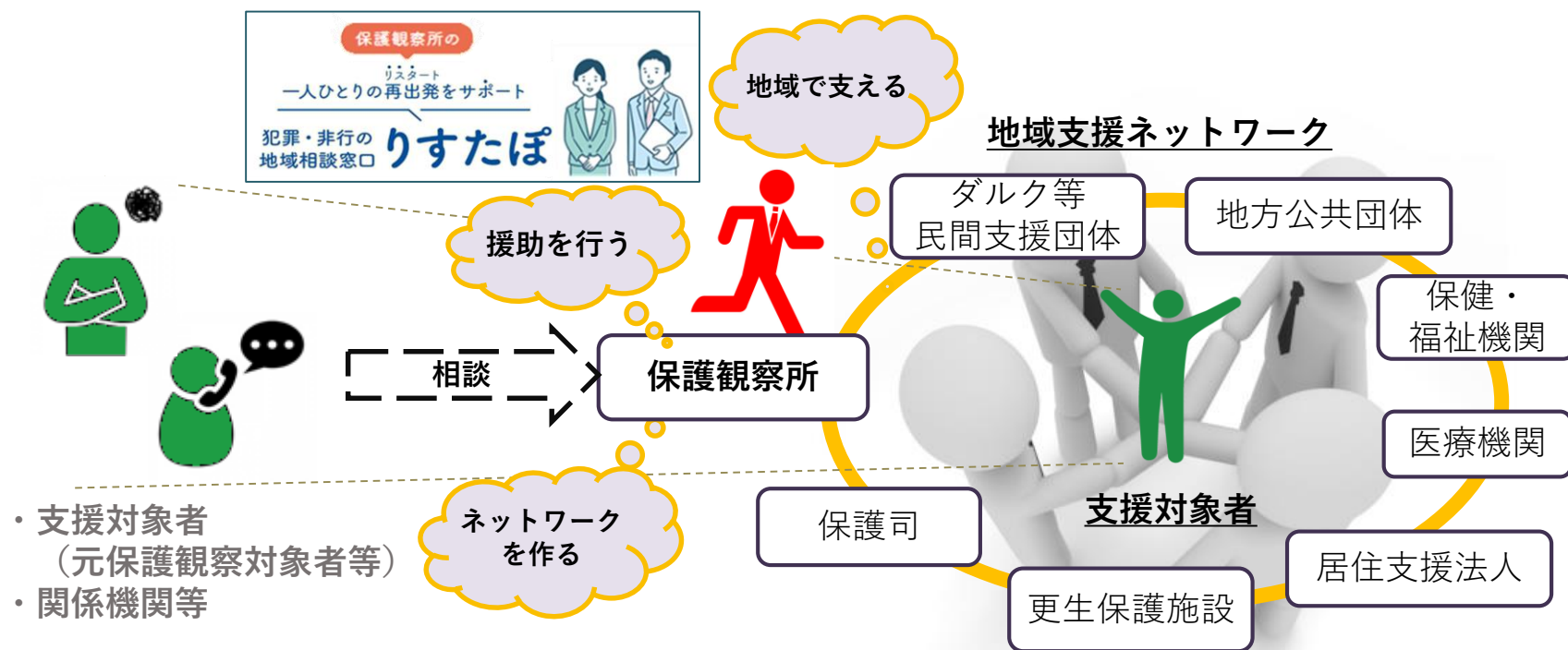
就労・住居支援 / 専門的支援 / 相談支援 のいずれか1つを実施

## 「更生保護に関する地域援助」について

### 「息の長い」社会復帰支援の推進に向けた「更生保護に関する地域援助」の実施

#### 【更生保護に関する地域援助】

保護観察所が、犯罪をした者等の改善更生や犯罪の予防のため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、情報の提供、助言等の必要な援助を行う

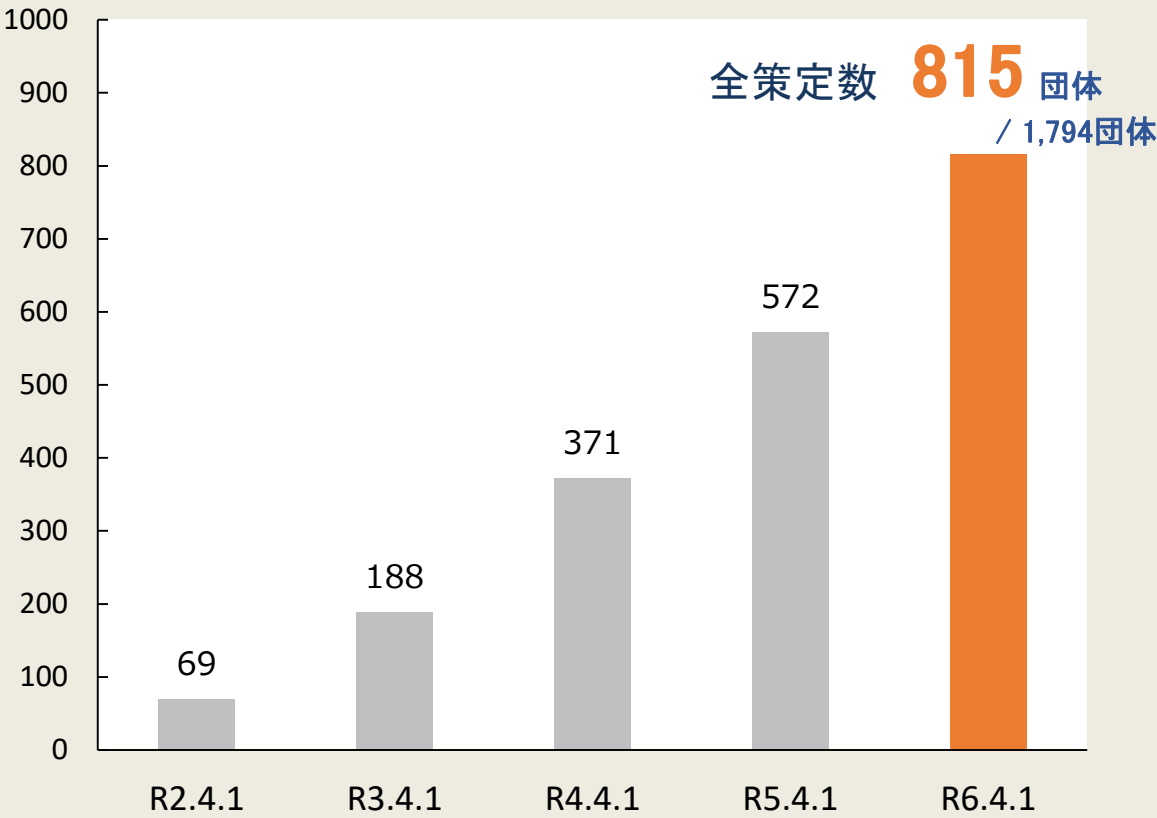


保護観察所が支援対象者に対して自ら援助を行うとともに、地域の支援に円滑につなぐことを可能とする地域支援ネットワークの構築に取り組む

# 参考資料1：地方再犯防止推進計画等の策定状況

## 第8条（地方再犯防止推進計画）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。



- 都道府県: **47 団体** / 47 団体
- 指定都市: **20 団体** / 20 団体
- その他の市町村(特別区を含む)  
**748 団体** / 1,727 団体

### 指定都市

包含での策定 **45.0%**  
単独での策定 **55.0%**

### 市区町村

包含での策定 **83.6%**  
単独での策定 **16.3%**  
その他※実施方針として策定 **0.1%**

地方計画は、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することも可能

北海道・東北地方

**北海道**：札幌市、赤井川村、旭川市、足寄町、網走市、岩見沢市、浦幌町、江差町、枝幸町、恵庭市、小樽市、帯広市、上川町、上富良野町、北見市、北広島市、釧路市、剣淵町、清水町、猿払村、鹿追町、士別市、占冠村、せたな町、伊達市、月形町、当麻町、洞爺湖町、苫小牧市、豊頃町、中札内村、中頓別町、七飯町、名寄市、登別市、函館市、東川町、比布町、平取町、北斗市、本別町、南富良野町、芽室町、妹背牛町、羅臼町、留萌市、稚内市

**青森県**：鯉ヶ沢町、板柳町、おいらせ町、風間浦村、五所川原市、五戸町、七戸町、新郷村、つがる市、鶴田町、南部町、西目屋村、階上町、八戸市、弘前市、三沢市、むつ市

**岩手県**：盛岡市、一関市、岩手町、奥州市、大船渡市、釜石市、北上市、久慈市、葛巻町、九戸村、雫石町、滝沢市、二戸市、野田村、八幡平市、花巻市、平泉町、洋野町、普代村、山田町

**宮城県**：仙台市、石巻市、大河原町、大崎市、角田市、栗原市、気仙沼市、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、名取市、東松島市、南三陸町、山元町、亘理町

**秋田県**：秋田市、羽後町、大館市、男鹿市、鹿角市、北秋田市、小坂町、仙北市、大仙市、にかほ市、八郎潟町、八峰町、東成瀬村、美郷町、湯沢市、由利本荘市

**山形県**：山形市、酒田市、鶴岡市、天童市、遊佐町

**福島県**：福島市、会津美里町、会津若松市、小野町、白河市、須賀川市、伊達市、中島村、二本松市、南相馬市、三春町、本宮市、柳津町

関東地方

**茨城県**：牛久市、大洗町、境町、土浦市、東海村、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、鉾田市、結城市

**栃木県**：宇都宮市、大田原市、鹿沼市、さくら市、佐野市、下野市、栃木市、那須烏山市、野木町、益子町、壬生町

**群馬県**：前橋市、安中市、伊勢崎市、邑楽町、大泉町、太田市、甘楽町、桐生市、渋川市、下仁田町、榛東村、高崎市、館林市、玉村町、嬬恋村、富岡市、長野原町、南牧村、沼田市、東吾妻町、藤岡市、みどり市、みなかみ町、明和町、吉岡町

**埼玉県**：さいたま市、朝霞市、入間市、越生町、春日部市、加須市、川口市、川越市、川島町、行田市、久喜市、熊谷市、鴻巣市、越谷市、幸手市、志木市、白岡市、杉戸町、草加市、ときがわ町、新座市、蓮田市、鳩山町、飯能市、日高市、ふじみ野市、本庄市、美里町、皆野町、宮代町、三芳町、毛呂山町、嵐山町、吉川市、吉見町、和光市

**千葉県**：千葉市、大網白里市、香取市、館山市、東金市、成田市、船橋市、南房総市、茂原市、八街市

**東京都**：足立区、荒川区、江戸川区、大田区、葛飾区、品川区、墨田区、世田谷区、千代田区、豊島区、中野区、昭島市、稲城市、青梅市、小金井市、国分寺市、狛江市、立川市、多摩市、調布市、西東京市、八王子市、羽村市、東村山市、日野市、日の出町、府中市、福生市、町田市、瑞穂町、武蔵野市、武蔵村山市

**神奈川県**：横浜市、川崎市、相模原市、愛川町、厚木市、綾瀬市、伊勢原市、大磯町、小田原市、開成町、鎌倉市、座間市、逗子市、平塚市、藤沢市、南足柄市、山北町、湯河原町、横須賀市

甲信越・中部地方

**新潟県**：新潟市、糸魚川市、魚沼市、佐渡市、上越市、胎内市、津南町、燕市、十日町市、長岡市、南魚沼市、村上市、弥彦村、湯沢町

**富山県**：富山市、朝日町、射水市、魚津市、小矢渡市、上市町、黒部市、高岡市、立山町、砺波市、滑川市、南砺市、入善町、氷見市、舟橋村

**石川県**：金沢市、内灘町、加賀市、かほく市、小松市、珠洲市、津幡町、中能登町、七尾市、能登町、野々市市、能美市、羽咋市、白山市、宝達志水町、輪島市

**福井県**：福井市、越前市、越前町、おおい町、大野市、小浜市、坂井市、鯖江市、美浜町、若狹町

**山梨県**：大月市、忍野村、小菅村、都留市、西桂町、笛吹市

**長野県**：長野市、安曇野市、飯綱町、伊那市、上田市、岡谷市、駒ヶ根市、佐久市、須坂市、塩尻市、諏訪市、千曲市、松本市、南箕輪村、箕輪町

**岐阜県**：岐阜市、安八町、池田町、恵那市、大垣市、大野町、海津市、各務原市、笠松市、可児市、岐南町、下呂市、神戸町、白川町、多治見市、土岐市、美加町、中津川市、羽島市、東白川村、飛騨市、七宗町、瑞浪市、瑞穂市、御嵩町、美濃市、美濃加茂市、本巣市、八百津町、山県市、輪之内町

**静岡県**：静岡市、浜松市、伊豆の国市、函南町、湖西市、御殿場市、牧之原市、松崎町、南伊豆町、吉田町

**愛知県**：名古屋市、あま市、安城市、一宮市、犬山市、岩倉市、大府市、岡崎市、江南市、小牧市、田原市、知立市、東海市、豊田市、豊橋市、豊山町、長久手市、西尾市、半田市、みよし市

**三重県**：津市、伊勢市、いなべ市、亀山市、志摩市、鈴鹿市、多気町、名張市、松阪市、明和町、四日市市、度会町

近畿地方

**滋賀県**：大津市、近江八幡市、草津市、甲賀市、甲良町、湖南市、多賀町、高島市、豊郷町、長浜市、彦根市、日野町、東近江市、米原市、守山市、野洲市、栗東市、竜王町

**京都府**：京都市、宇治市、福知山市、舞鶴市

**大阪府**：大阪市、堺市、池田市、和泉市、泉大津市、泉佐野市、茨木市、大阪狭山市、貝塚市、柏原市、交野市、門真市、河南町、河内長野市、岸和田市、熊取町、四條畷市、吹田市、摂津市、泉南市、大東市、高石市、高槻市、忠岡町、千早赤阪村、豊中市、富田林市、寝屋川市、羽曳野市、阪南市、東大阪市、藤井寺市、岬町、箕面市、守口市

**兵庫県**：神戸市、明石市、芦屋市、尼崎市、加古川市、香美町、川西市、高砂市、西宮市、播磨町、姫路市、三木市

**奈良県**：奈良市、斑鳩町、橿原市、五條市、桜井市、田原本町、大和郡山市、吉野町

**和歌山県**：みなべ町、湯浅町

中国・四国地方

**鳥取県**：鳥取市、倉吉市、境港市、大山町、智頭町、三朝町、八頭町、湯梨浜町、米子市、若桜町

**島根県**：松江市、出雲市、大田市、邑南町、川本町、江津市、津和野町、浜田市、益田市、美郷町、安来市

**岡山県**：岡山市、鏡野町、吉備中央町、久米南町、倉敷市、里庄町、総社市、玉野市、津山市、備前市、真庭市、美咲町、矢掛町

**広島県**：広島市、安芸太田町、江田島市、大崎上島町、大竹市、尾道市、北広島町、熊野町、呉市、坂町、庄原市、世羅町、竹原市、廿日市市、東広島市、福山市、府中町、三原市、三次市

**山口県**：山口市、阿武町、岩国市、宇部市、上関町、下松市、山陽小野田市、下関市、周南市、周防大島町、田布施町、長門市、萩市、光市、平生町、防府市、美祢市、柳井市、和木町

**徳島県**：徳島市、阿南市、阿波市、石井町、海陽町、勝浦町、上板町、上勝町、神山町、北島町、小松島市、佐那河内村、つるぎ町、那賀町、鳴門市、東みよし町、三好市、吉野川市

**香川県**：高松市、宇多津町、観音寺市、琴平町、小豆島町、善通寺市、多度津町、土庄町、直島町、丸亀市、まんのう町、三木町、三豊市

**愛媛県**：松山市、愛南町、今治市、伊予市、内子町、宇和島市、大洲市、鬼北町、久万高原町、西条市、四国中央市、西予市、東温市、砥部町、新居浜市、松野町

**高知県**：高知市、安芸市、いの町、馬路村、大川村、大月町、大豊町、越知町、香美市、北川村、黒潮町、芸西村、香南市、佐川町、四万十町、宿毛市、須崎市、津野町、東洋町、土佐市、土佐清水市、中土佐町、奈半利町、南国市、仁淀川町、日高村、三原村、室戸市、本山町、安田町、梼原町

九州地方

**福岡県**：北九州市、福岡市、朝倉市、芦屋町、飯塚市、糸島市、うきは市、宇美町、大川市、大木町、岡垣町、遠賀町、春日市、久留米市、古賀市、小竹町、志免町、須恵町、添田町、田川市、東峰村、中間市、水巻町、みやこ町、みやま市、柳川市、八女市

**佐賀県**：有田町、伊万里市、嬉野市、唐津市、基山町、玄海町、吉野ヶ里町

**長崎県**：長崎市、壱岐市、諫早市、雲仙市、五島市、西海市、佐世保市、島原市、新上五島町、対馬市、長与町、平戸市

**熊本県**：熊本市、菊池市、西原村、氷川町、益城町

**大分県**：大分市、臼杵市、杵築市、玖珠町、国東市、佐伯市、竹田市、津久見市、中津市、日出町、豊後大野市、豊後高田市、別府市、由布市

**宮崎県**：宮崎市、綾町、えびの市、川南町、串間市、五ヶ瀬町、小林市、椎葉村、新富町、高千穂町、高鍋町、高岡町、都農町、西米良村、日南市、日之影町、日向市、三股町、都城市

**鹿児島県**：鹿児島市、始良市、奄美市、伊佐市、出水市、いちき串木野市、鹿屋市、喜界町、錦江町、志布志市、瀬戸内町、龍郷町、中種子町、西之表市、東串良町、日置市、与論町

**沖縄県**：那覇市、伊江村、糸満市、伊平屋村、浦添市、うるま市、沖縄市、嘉手納町、北大東村、北中城村、多良間村、南風原町、八重瀬町

# 地方再犯防止推進計画等の策定の意義

地域における再犯防止の取組を円滑に進めるためには、  
取組の羅針盤としての地方再犯防止推進計画の策定が有効

1

## 各種施策の総合的な推進

○様々な行政領域にまたがる再犯防止施策において、整合性をもって、総合的に推進することが可能となる。

○「安全・安心な地域づくりを進めていく」という意思を庁内外に対して明らかにすることができる。

2

## 実施施策の明確化

○再犯防止施策の具体的な実施内容、実施時期、担当部局が明らかとなり、施策を推進するための工程が定まり、その進捗状況の確認が可能となる。

○地域住民に対しても、再犯防止施策に関する地方公共団体の具体的な取組内容、進捗状況が明確になり、啓発効果も期待できる。

3

## 計画策定を通じた合意形成

○計画策定を通じ、庁内で再犯防止施策への理解と合意を得られることにつながる。

○策定過程に地域の関係者や民間団体等が参画することで、地域の関係者全体での合意形成に資する。

# 参考資料2: 広報・啓発等

## 令和6年版再犯防止推進白書

「令和6年版再犯防止推進白書」は、第二次再犯防止推進計画に掲げた施策に関し、政府が講じた取組やその成果に関する指標の最新データ等を掲載。特集では、犯罪を繰り返した末に地域における支援を受け、社会復帰を果たした当事者とその支援者にインタビューを行い、その結果を基に、犯罪からの立ち直りの要因を分析。



令和6年版再犯防止推進白書はこちらから

## 蝶野正洋が高知東生に聞く！「薬物依存の再犯防止」

「再犯防止啓発月間」の取組として制作。

プロレスラーの蝶野正洋さんが、薬物事件を起こして有罪判決を受けた経験のある俳優の高知東生さんにインタビュー。



動画はこちらから

